

## 下條村空き家等解体利活用事業補助金交付要綱

### 第1条（目的）

この要綱は、安全で安心な暮らしの確保及び住居環境の改善、定住環境の形成並びに土地の利活用を図るため、空き家を解体した跡地を利活用しようとする者に対し、予算の範囲内において空き家等解体利活用事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、下條村補助金等交付規則（平成27年下條村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（定義）

この要綱において、空き家等とは、建築物又はこれに付属する工作物で、居住その他の使用がされていない常態であるものをいう。

### 第3条（補助対象空き家等）

補助金の対象は次の各号にあげる要件を全て満たす空き家等とする。

- （1）下條村内にあること。
- （2）補助金を受け事業実施後3年以内に利活用を開始すること。
- （3）相続等により取得した空き家等を相続人等又はその親族が利活用する場合は、特殊事情として村長が認めた場合に限る。

### 第4条（補助対象経費）

補助対象経費は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）解体工事業者（建築業法別表1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者）が行う解体及び撤去に要する経費
- （2）国もしくは県の補助事業又は村の他の補助等の対象以外の経費
- （3）公共工事による移転、建て替え又はその他の補償等の対象外の経費
- （4）その他村長が認める経費

### 第5条（補助金の交付額）

補助金の交付額は、補助対象経費の4分の1以内とし、千円未満を切り捨てる。また上限は100万円とする。

## 第6条（補助金の申請者）

補助金の申請者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）空き家等を解体撤去し有効に活用しようとする所有者、若しくは複数の所有者等から委任等を受けた代表者
- （2）税金等の滞納がないもの
- （3）暴力団員でないもの、及び暴力団員と密接な関係を有しないもの

## 第7条（補助金の交付申請）

申請者は、空き家等を解体、または空き家等の解体跡地に住宅又は店舗を建設することを目的とした空き家等解体利活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添付して村長に申請すること。

- （1）活用計画書（様式第1号の2）
- （2）空き家等の所有者が確認できる登記事項証明書等
- （3）補助対象経費に係る工事の見積書の写し
- （4）空き家等の現況写真（着手前）、及び位置図又は配置図
- （5）納税証明書
- （6）所得証明書
- （7）空き家等所有者の戸籍謄本の写し（相続人等の確認が必要な場合に限る）
- （8）補助対象空き家等の共有者又は相続人の実施同意書（該当がある場合）
- （9）その他村長が必要と認める書類

2 前号の各号に定める書類の提出期限は、事業を実施の30日前までとする。ただし、村長が認める場合はこの限りではない。

## 第8条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査し及び確認した上で、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## 第9条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第3号）に活用変更計画書（様式第3号の2）を添付し、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するか

どうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

ただし、補助金額及び大幅な工事内容の変更（申請された箇所とは異なる新たな工事箇所の追加等）が無い場合はこの限りではない。

#### 第10条（実績報告）

申請者は、当該事業を完了した後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の関係書類を添付して提出すること。

- （1） 解体事業に係る契約書の写し
- （2） 解体事業に係る領収書の写し
- （3） 誓約書（様式第8号）
- （4） 事業完了写真（事業前後で同じ箇所を撮影した写真）
- （5） その他村長が必要と認めるもの

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了から起算して30日以内又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

#### 第11条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

#### 第12条（補助金の交付請求）

下條村空き家解体利活用事業補助金の交付決定を受けたものは、補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出すること。

#### 第13条（補助金の返還）

補助金の交付を受けて空き家等を解体した者が、規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件に該当した場合には、補助金の全額を返還しなければならない。ただし村長が認める場合はこの限りではない。

- （1） この要綱の交付要件を満たさなくなった場合
- （2） 虚偽又は不正の申請をして補助金を受けたことが明らかになった場合。

#### 第14条（その他）

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。